

青梅市自治会連合会第7支会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は、青梅市自治会連合会第7支会（以下「本会」という）と称し事務所を青梅市成木市民センター内におく。

(組織)

第2条 本会は、成木地区の自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、成木地区住民の福祉増進ならびに自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の協議、連携を密にするとともに、自主事業の推進により、成木地区住民相互の親睦を深め、合せて市政への協力と民意反映に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究
- (2) 自治会活動に資する研修会の開催
- (3) 関係機関および団体との連絡調整
- (4) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支会長 1名
- (2) 副支会長 2名（筆頭副支会長含む）
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監事 1名
- (5) 理事 2名

2 前項の役員は、自治会長の総意により推薦された者を総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第6条 支会長は、本会を代表し会務を運営する。

2 副支会長は、支会長を補佐し支会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順により支会長の職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を担当する。

4 会計監事は、本会の会計事務を監査する。

5 理事は会務を執行する。

(相談役)

第6条の2 本会に相談役をおくことができる。

2 相談役は前支会長とし、総会の承認を得て支会長が委嘱する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 会議は、総会ならびに自治会長会とする。

(総会の権限)

第9条 総会は、毎年4月に開き支会長が招集し、その都度議長を選出する。

総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 事業報告および決算の承認に関する事
- (3) 役員承認に関する事
- (4) 事業計画および予算の議決に関する事
- (5) その他必要な事項

2 自治会長会は、必要に応じ支会長が招集し、議長は支会長とする。

(会議の成立と議事の決定)

第10条 総会、自治会長会の議事の議決については、出席者の過半数以上とし、可否同数の場合は議長が決定する。会議の構成員について、総会においては第5条で規定する役員のほか体育部長および体育委員をもって構成する。

(経費)

第11条 本会の経費は、自治会費および市の交付金その他をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(規約の改廃)

第12条 この規約を改廃しようとするときは、自治会長会の過半数以上の同意を必要とする。

(その他必要事項)

第13条 この規定に定めのない本会運営に必要な事項については、自治会長会に諮り決定するものとする。

付 則

この規約は、昭和45年4月11日から施行する。

付 則

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成14年4月20日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規約の一部改正は、平成16年3月18日から施行する

(経過措置)

2 平成16年3月18日現在において、改正前の規約第7条の規定にもとづき決定され現に役員である者の任期は、その決定時に溯り2年とする。

付 則

この規約の一部改正は、平成20年4月19日から施行する。

付 則

この規約の一部改正は、平成22年4月17日から施行する。

付 則

この規約の一部改正は、平成24年4月10日から施行する。

付 則

この規約の一部改正は、平成25年4月9日から施行する。

付 則

この規約の一部改正は、平成27年4月7日から施行する。